

常滑市立青海中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 青海中学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 青海中学校におけるいじめ防止のための基本方針

本校の生徒指導の方策を実践していくことで、いじめ防止につなげていく。

- ① 全教職員の協働による指導を進め、生徒理解に基づく指導の充実を図る。
- ② 学校の決まりやマナーを理解させ、落ち着いた規律ある学校生活が送れるようにする。
- ③ 生徒と教師、地域や保護者との信頼関係を築き、厳しくかつ親身になった指導を行う。
- ④ 授業や部活動等の学校生活において、基本的な礼儀や言葉遣いを身に付けさせ、自己を厳しく律する生活態度を育てる。
- ⑤ 認め合い、思いやれるようなよりよい人間関係を築き、魅力ある学校づくりを目指す。
- ⑥ いじめに対する「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、R-P-D-C-Aサイクルで年間を通して実施する。
- ⑦ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。
- ⑧ 重大事態の考え方や適切な対応について周知する。重大事態が発生した際（生徒、保護者から申立てがあった際）は、速やかに重大事態調査を実施する。
- ⑨ 双方の主張が異なる事案については、調査組織の中立性・公平性を確保するため、警察等関係諸機関と連携して対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校・虐待対策委員会の設置（職員会にて行う場合を含む。）

- ＜実施回数＞ 年3回程度（学期に1回程度）
- ＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ＜役 割＞
 - 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - 教職員の共通理解と研修
 - 生徒や保護者・地域への情報発信と意見聴取
 - いじめアンケートの実施並びに集約及び対応の検討

(2) 生徒指導部会の設置

- ＜実施回数＞ 月2回（定期）及び緊急対応時（不定期）
- ＜構成員＞ 生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、教頭、教務、校務
- ＜役 割＞
 - いじめ問題に関する情報交換
 - いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 緊急対策会議の設置

- ＜実施回数＞ いじめ事案発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、発生学年主任・担任、養護教諭、事案の関係者（SC、SSW、市教委、警察、児相、子育て支援課、社協等）
- ＜役 割＞
 - 事実確認と情報の共有
 - 事案の指導体制づくりと指導方針決定
 - 関係生徒への指導・支援と保護者との連携
 - 関係機関への連絡と連携
 - 継続支援
 - 事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 分かる授業づくり
 - ・授業において生徒の不安や不満が高められないように、すべての生徒が授業に参加でき、活躍できる授業を進める。
- 体験学習の充実
 - ・生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、学校・学年行事を通して社会体験や生活体験の場を計画的に実施する。他者との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の時間を計画的に実施し、保護者や地域にも積極的な授業公開を行うことで、道徳の時間に対する理解を深めていただく。
 - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、生徒同士の人権意識の高揚を図る。あわせて、教師の人権感覚を磨くことに努める。
- 保護者や地域への働きかけ

- ・学校通信「清風」や学年・学級通信等の各種通信やホームページ、PTAの各種会合、保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

○教師による日常の生徒の観察

- ・授業中だけでなく、ST・放課・給食・掃除等、生徒が日常活動をしている際に一人一人の様子や全体の様子をよく観察する。そして、様子がおかしいと気付いたときには、担任→学年の生徒指導担当者→学年・学校全体に連絡して、複数で情報収集し実態把握を行う。

○いじめ・教育相談アンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握するために、無記名によるいじめアンケートを年3回実施する。また、生徒の心身並びに生活全般に関する様子を把握し、教育相談につなげるためのアンケートも年5回実施する。

○教育相談の充実

- ・生徒との会話や「若あゆ日記」、保健室・ふれあいルーム、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
- ・生徒会が主体となって取り組む「目安箱」を通して、意見・相談内容を集約する。
- ・定期的な教育相談週間を年5回設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・県派遣スクールカウンセラー（週1、6時間）及び市派遣の学校生活支援員を紹介し、校内で相談できる窓口を生徒に紹介する。

○外部相談窓口の紹介

- ・チラシを配付したりポスターを掲示したりして、教職員や親に相談できない場合の相談窓口を紹介する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員に様々なスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ対策委員会等で専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教育委員会、常滑警察署、知多児童・障害者相談センター、市子育て支援課、市社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。

○生徒への指導・支援

- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

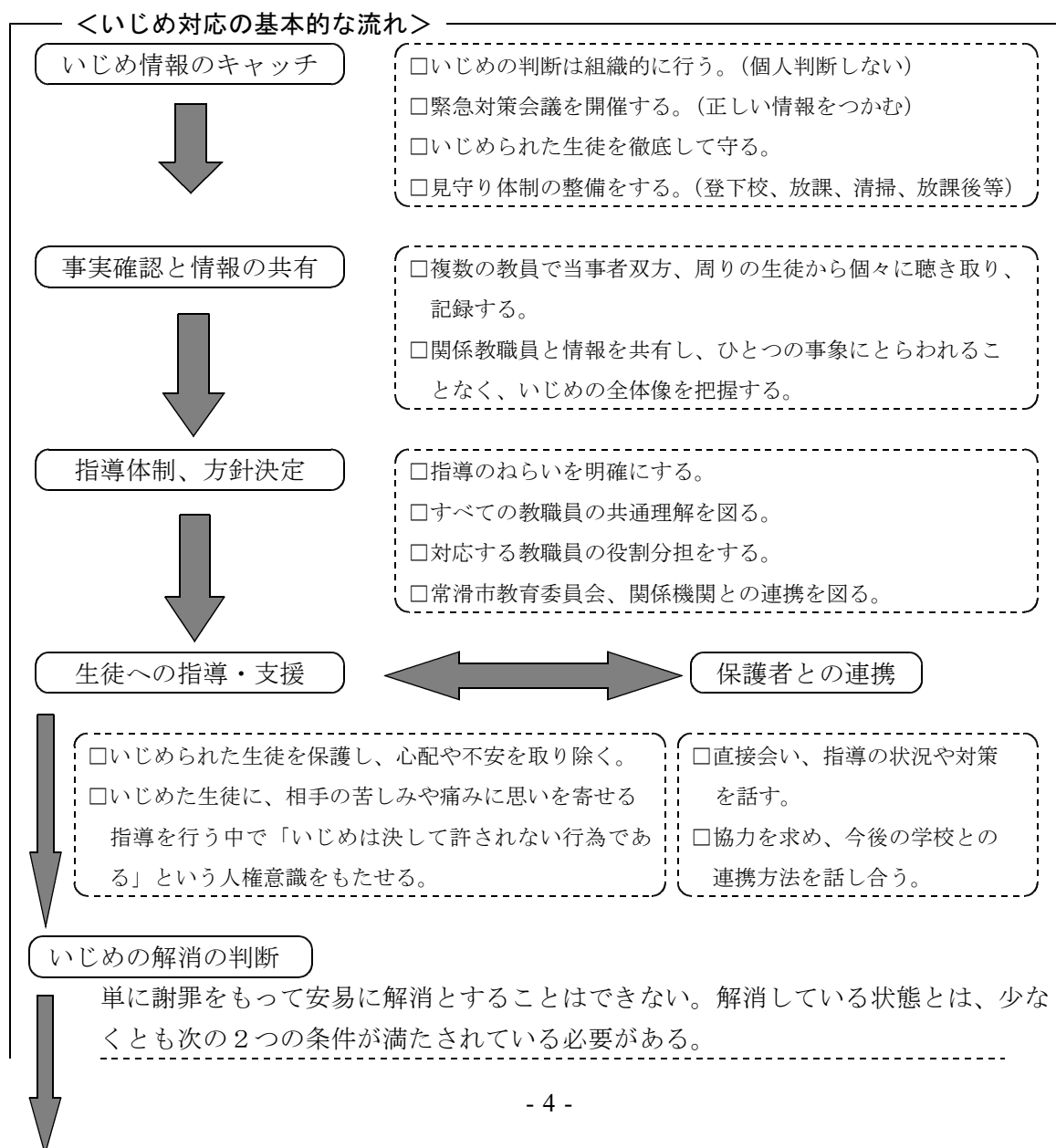
- ・被害生徒が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを、道德の時間や学級活動の時間を活用して行う。

(4) いじめ重大事態に対する平時からの備え

○学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。

○法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、学校のいじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。

○重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を行う。



- ☐ いじめに関わる行為が止んでいる。止んでいる期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ☐ 被害生徒本人及び保護者に対して面談等により、解消されている状態の確認を行う。

継続支援

- ☐ 継続的に指導や支援を行う。
- ☐ カウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
- ☐ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、学校通信「清風」や学年・学級通信等の各種通信やホームページ、PTAの各種会合、保護者会等において積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルにかかわる内容を全校集会で取り上げたり、学活や道徳の授業を行ったりして生徒への情報モラル教育を行う。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等、重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間30日が目安。
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。（法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行う。）

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会の指導を受け、校内に調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

(3) 重大事態調査について

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

＜学校が主体となる調査組織＞

○学校いじめ対策組織方式

・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員ほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家が参画した調査組織。公立性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努める。

○第三者委員会方式

・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。事務局機能は学校内において重大事態と直接関係のない職員が担う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、R-PDCAサイクル（RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校アンケートを年に1回実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 対象児童生徒・保護者への事前説明

①重大事態に当たると判断した後、速やかに以下の項目を説明・確認する。

- ・重大事態の別・根拠
- ・調査の目的
- ・調査組織の構成に関する意向の確認
- ・調査事項の確認
- ・調査方法や調査対象者についての確認
- ・関係諸機関との連携
- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする。

- ・調査の根拠・目的
- ・調査組織の構成

・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

・調査事項・調査対象

・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

・調査結果の提供

・調査終了後の対応

③対象児童生徒・保護者が調査や事案の公表を望まない場合

・望まない場合にも、法に基づき調査を行う。

・対象児童生徒・保護者の意向を確認し、調査方法や進め方を工夫したり、外部への公表を行わなかったりするなど、柔軟に対応できることを説明する。

7 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は4月中に学校のホームページへ掲載する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。